

別添（第1条関係）

pH 中和装置修繕業務仕様書（案）

1 目的

愛媛県原子力センター（以下、「県」という）の pH 中和装置において、原水ポンプ槽等の一部の機器に経年による劣化が見られるため取替を行うものである。

2 業務場所

愛媛県原子力センター

（住所：愛媛県八幡浜市保内町宮内1-485-1）

3 対象機器

以下に示す機器の取替を行うこと。なお、電源・通信ケーブル及び配管類は既設を流用すること。

3-1 原水ポンプ槽 関連機器

(1) 原水ポンプ

型 式：鶴見 50TQ 2.4-63（相当品）

吐出し量：0.08m³/min

揚 程：6.0m

電 源：AC200V-3φ 60Hz

台 数：2台

(2) フロートスイッチ

型 式：鶴見 RF-5（相当品）

接 点：1点

定格容量：50VA

台 数：2個

3-2 pH 中和槽関連機器

(1) 酸注入ポンプ

型 式：タクミナ FXD1-01-VTCF-HWS (相当品)

方 式：ダイヤフラム定量ポンプ

最大吐出量：0.12L/min

電 源：AC200V-3φ 60Hz

接合部材質：酸仕様

台 数：2 個

(2) 苛性注入ポンプ

型 式：タクミナ FXD1-01-VECE-HWS (相当品)

方 式：ダイヤフラム定量ポンプ

最大吐出量：0.12L/min

電 源：AC200V-3φ 60Hz

接合部材質：アルカリ仕様

台 数：2 個

(3) サーマルリレー

型 式：三菱電機 TH-T18KP 型 (相当品)

素子数：3

開放熱電流：2A

台 数：4 個

(4) 流入電動弁

型 式：旭有機材 50A ソケット型 (相当品)

呼び径：50mm

電 源：AC200V-1φ 60Hz

台 数：2 個

(5) 放流電動弁

型 式：旭有機材 80A フランジ型 (相当品)

呼び径：80mm

呼び圧力：JIS 10K

電 源：AC200V-1φ 60Hz

台 数：2 個

3-3 RI 排水ポンプ槽関連機器

(1) RI 排水ポンプ

型 式：テラル 40KCS2-6.25S (相当品)

呼称径：40mm

出 力：0.25kW

電 源：AC100V-1φ 60Hz

台 数：2 個

(2) フロートスイッチ

型 式：鶴見 RF-5 (相当品)

接 点：1 点

定格容量：50VA

台 数：3 個

3-4 RI 排水貯留槽関連機器

(1) 希釈ポンプ

型 式：テラル 32PL-6.15S (相当品)

吐出し量：0.08m³/min

全揚程：4.5m

呼称径：32mm

出 力：0.15kW

電 源：AC100V-1φ 60Hz

台 数：1 個

4 留意事項

- (1) 当該機器に関し知識と経験のある専門の技術員により実施すること。
- (2) 修繕による pH 中和装置の停止期間が極力短くなるよう計画し、事前に県の承認を得ること。
- (3) 本業務に伴い交換が必要となる軽微な部品や消耗品の交換は受注者において適切に実施すること。
- (4) 機器据付調整後、絶縁抵抗試験等の必要な試験を実施したうえで単体の動作確認後、pH 中和装置全体が正常に動作することを確認すること。
- (5) 令和 8 年度末までは無償保証期間とすること。ただし、明らかに受注者又は製造メーカーの責に帰すべき不具合が生じた場合は、無償保証期間満了後であっても、当該部分を無償で改修するものとする。

- (6) 撤去した機器は受注者において適切に処分すること。
- (7) 養生資材等、作業に伴い発生する不用品については、受注者で適正に処分すること。

5 提出書類

受注者は、下表に示す書類を期限までに提出すること。

NO	書類名	期 限	部数
1	業務概略工程表※ ¹	契約後 1 か月以内	1
2	機器承認申請書※ ²	機器製作着手前	2
3	業務実施計画書※ ³	現地作業 1 か月前まで	1
4	完成図書※ ⁴	業務完了時	1
5	打合せ議事録	県からの指示による	1
6	その他必要な書類	協議により決定	同左

※ 1 業務概略工程表は、現地調査・機器製作・現地作業等の業務全体の工程が確認できるものとする。

※ 2 機器承認申請書は、機器個別仕様・発注仕様との比較表・その他必要な書類とする。

なお、本書類を提出後、県の承認を得るまでは機器製作に着手してはならない。

※ 3 業務実施計画書には、現地作業の詳細工程表を含めること。

※ 4 完成図書には、機器仕様書・各種試験成績書・取扱説明書・作業写真・産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しを含めること。

なお、作業写真は着手前・完成後に加え、重要な工程及び完成後不可視となる部分についても提出することとし、詳細については打合せで決定する。

6 準拠基準等

- (1) 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- (2) 日本産業規格（J I S）
- (3) 日本電気規格調査会標準規格（J E C）
- (4) 日本電機工業会規格（J E M）
- (5) 電気技術規程（J E A C）
- (6) その他必要な規格・基準等

7 その他

その他、疑義が生じた場合は協議等を行うこと。